

**令和4年8月**  
**丸亀市農業委員会定例総会**  
**議事録**

**令和4年8月19日開会**

**丸亀市農業委員会**

## 令和4年8月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和4年8月19日(金) 午前9時30分～午前10時50分

開催場所 丸亀市役所 本館2階201・202会議室

出席委員 14人

農業委員 14人

- |          |           |           |           |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 7. 大口 年昭  | 11. 松岡 繁  | 15. 大林 孝行 |
| 3. 尾野 弘季 | 8. 高吉 和博  | 12. 平池 收  | 16. 松下 孝江 |
| 5. 横井 英明 | 9. 久米 彰義  | 13. 谷本 公紀 |           |
| 6. 葛原 忠嗣 | 10. 松岡 正雄 | 14. 登倉 賢仁 |           |

欠席委員 2人

農業委員 2人

2. 宮武 雅毅
4. 石井 廣喜

※農地利用最適化推進委員は召集していません。

## 農業委員会事務局出席者

事務局長 小西 裕幸

主 査 岩崎 正英

主 任 中山 弘美

主 任 山根 大雅

## その他の出席者

農林水産課 西山 善行

## 議事日程

### 農政に関する議題

1. 農業振興地域整備計画の変更について
2. その他

### 報 告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. その他

### 土地に関する議題

議案第45号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第46号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第48号 農用地利用集積計画の決定について

議案第49号 農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

議案第50号 許可後の事業計画変更申請について

### 報 告

報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

## 令和4年8月丸亀市農業委員会定例総会議事録 午前9時30分 開会

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。ただ今から、令和4年8月の農業委員会定例総会を開会いたします。それでは、机の上にお配りしています資料の確認をお願いします。まず、本日の総会の次第（裏面に定例農家相談会の開催結果と次回日程）です。それから、「市町農業委員・農地利用最適化推進委員数一覧表」です。A4：1枚ものです。それから、こちらもA4：1枚もので、「令和元年～3年改選時の状況調査都道府県別集約表」です。資料がない方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いします。それでは、本日も活動記録セットをお出しいただき、本日の総会出席も忘れずに、お隣と確認しながら記載をお願いいたします。それから、携帯電話は電源を切るかマナーモードをお願いします。それでは、会長よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） おはようございます。コロナウイルスが丸亀市で350人近くということで、いよいよ近くに迫っている気がします。十分気をつけていただきたいと思います。それから今月の4日に女性農業委員の会の会長をしている東かがわ市の田村さんという会長の方と高松市の佃さんという農業委員、それから農政局から2人お見えになりまして、次の改選に向けて女性の登用を促進してくれという要望書を手渡されました。その中の資料で「令和元年～3年改選時の状況調査都道府県別集約表」をご覧ください。令和元年から3年改選時の状況を調査した、都道府県別集約表というのが、あると思います。半分から右の方が改選時ということで、右から3番目の欄に女性登用率というのがあります。全国平均で女性登用率というのは8.4%だそうです。その中に香川県が4.3%という数字があると思います。香川県は女性の登用が、全国で一番少ないので、香川県でも女性の登用を進めていただきたいと思います。4.3%の内訳として、「市町農業委員・農地利用最適化推進委員数一覧表」という資料をご覧ください。右側に女性委員数というのがあります。高松市が3人、善通寺市が2人、さぬき市は4人、東かがわ市は3人です。丸亀市については、松下委員がいますが、中立委員ということで、農業者の代表としての農業委員はゼロという状況になっています。次期改選に当たりましては、まず女性で農業委員が務まる方がいないかということ念頭に置きながら選考に当たっていただき、丸亀市全体で1人でも2人でも増やしていったらと思います。なかなか1人では女性の感覚での活躍も難しいので、もう2人3人いるとグループを作って活動できるという話もありました。よろしく取り組みをお願いします。それでは、コロナが近づいていますので、極力短時間で終わらせるように議事を進めて参りたいと思います。本日の出席委員は14人で、過半数の方が出席をされていますので総会が成立していますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、10番松岡正雄委員と12番の平池委員をお願いいたします。農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 本日の農政に関する議題として、議題1「農業振興地域整備計画の変更について」、議題2その他です。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） それでは議題1「農業振興地域整備計画の変更」について、農林水産課より説明をお願いします。

●農林水産課（西山善行君） 農林水産課西山です。「農業振興地域整備計画の変更」について、説明いたします。それでは、お手元の資料、A4横になります「農業振興地域整備計画の変更について」をご準備ください。ホチキス留めです。表紙の次が「変更等理由書」、続いて、「位置図」です。資料1ページから順に説明いたします。

番号8の1、金倉町・・・面積942.00㎡を・・・が駐車場として整備します。

番号8の2、田村町・・・面積54.00㎡を・・・が分譲住宅を建築します。

番号8の3、郡家町・・・面積999.00㎡を・・・が分譲住宅を建築します。

番号8の4、三条町・・・面積1,134.00㎡の内499.00㎡を・・・が分家住宅を建築します。

番号8の5、三条町・・・面積526.00㎡を・・・が事業用施設用地・駐車場として整備します。

番号8の6、三条町・・・外1筆合計面積3,063.00㎡を・・・が分譲住宅を建築します。

番号8の7、三条町・・・面積232.00㎡を・・・が分譲住宅を建築します。

番号8の8、三条町・・・外1筆合計面積1,316.00㎡を・・・が分譲住宅を建築します。

2ページをお開きください。

番号8の9、飯野町東分・・・面積396.00㎡の内116.00㎡を・・・が農家住宅の宅地拡張をします。

番号8の10、垂水町・・・面積149.00㎡を・・・が農業用倉庫用地への進入路を整備します。

番号8の11、綾歌町岡田上・・・面積919.00㎡を・・・が貸駐車場を整備します。

番号8の12、飯山町上法軍寺・・・面積477.00㎡の内320.00㎡外5筆合計面積3,425.00㎡を・・・が特定建築条件付売買予定地として整備します。

番号8の13、飯山町西坂元・・・面積236.00㎡を・・・が駐車場を整備し、敷地拡張をします。

3ページをご覧ください。

最後に「編入」です。

番号入8の1、三条町・・・面積968.00㎡を・・・が農地を農振整備計画区域内に編入します。

以上、除外13件、12,476.00㎡、編入1件、968.00㎡の申し出となっています。変更区分と地域別の内訳は4ページの通りとなっています。以上、よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） 説明が終わりました。この件について、ご質問等はありませんか。

●農業委員（大口年昭君） 8の10の進入路の幅員は分かりますか。

●農林水産課（西山善行君） 3メートルです。

●農業委員（大口年昭君） 水路はどうなっていますか。

●農林水産課（西山善行君） 接道（市道）に、80センチメートルぐらい幅の水路があって、そこにグレーチングをかけるように水利組合から指示があったようです。

●会長（松岡繁君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようです。農業振興地域整備計画の変更については、異議のないものいたします。西山さん、どうもありがとうございました。

それでは、議題2その他で、議題はありますか。

●事務局長（小西裕幸君） その他はありません。

●会長（松岡繁君） それでは、報告・連絡事項に移ります。報告1「定例農家相談会の開催結果」について、事務局から報告いたします。

●事務局長（小西裕幸君） 前回の農家相談結果を報告いたします。次第の裏面をご覧ください。飯山市民総合センター開催分は7月27日水曜日、谷本委員で、市役所本庁開催分は8月5日金曜日、大西委員で、綾歌市民総合センター開催分は8月10日水曜日、久米委員で、それぞれ午前9時から11時まで行いましたが、相談はありませんでした。

次に、次回の農家相談会の開催予定について、お知らせします。飯山市民総合センター開催分は8月29日月曜日、登倉委員、市役所本庁開催分は9月5日月曜日、宮武副会長、綾歌市民総合センター開催分は9月12日月曜日、松岡正雄委員の担当で、それぞれ9時から11時までとなっています。「農家相談の手引き」お持ちの上ご出席よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） ただいまの報告につきまして、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようです。議題2その他で、議題はありますか。

●事務局長（小西裕幸君） その他といたしまして、今月の議案書と一緒に「農業委員会業務必携」を送付しています。今回は、「人・農地関連法」の見直し、新たな最適化の特集などを掲載しています。まずは、ご一読いただき、今後の活動の参考としてください。もしも、ご質問等ありましたら、電話などでご連絡ください。以上です。

●会長（松岡繁君） 続いて、農地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 本日の土地に関する議題といたしまして、

議案第45号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、  
議案第46号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、  
議案第47号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、  
議案第48号「農地利用集積計画の決定について」、  
議案第49号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」、  
議案第50号「許可後の事業計画変更申請について」、

報告といたしまして、

報告第16号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」、  
報告第17号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） それでは、議案第45号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。それでは、議案の1ページをお開きください。位置図と一緒にご審議よろしくお願いたします。議案第45号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。案件は4件です。

1番、中津町・・・合計面積4,625.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、農業経営を開始する譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

こちらの・・・という会社について、説明いたします。・・・株式会社は、令和4年7月に設立された会社で、事業内容は、農業、農産物の生産販売を主とする会社です。本店を丸亀市内に置き、構成員は取締役の・・・様を含め3名で設立されました。構成員は、皆さん農家で農業経験がある方です。年間の作業見込み日数は150日を予定しています。今回、所有権移転の申請がありました農地は、中津町の多度津町との境界付近になりまして、多度津町の・・・から東へ250メートルほど行った場所で、農地合計4,625.00㎡で、その農地は全て隣接しています。現地は、地元農業委員・推進委員に確認いただき、農林水産課にも伝えてあります。ちなみに、この農地は、5筆の内4筆は、農振農用地内で、現状では農振解除が難しい農地であります。栽培する農産物は、ミニトマトとサツマイモを10アールずつ、トウモロコシを20アールの栽培を予定していて、年間で400万円の売上を計画しています。この営農計画は、構成員の・・・様が現在就農している農家での経験や指導などをもとに作付けの計画を立てています。ミニトマトにつきましては、30メートル×5.4メートルのビニールハウスを建てることを考えています。この農地は、譲渡人の・・・様が農地を相続しましたが、自分では耕作することができず荒らしてしまっていて、利用してくれる方を探してしまっていて、不動産会

社を経営されている・・・様に相談があり、・・・様が農地所有適格法人を立ち上げ、農地を取得して、野菜の栽培を行う計画を立てました。なお、3名で行い、売上高は400万円ということで、所得は半分ぐらいになると思われますが、耕作の目的として、販売だけでなく、農繁期は、社長がもう一つ経営されている不動産会社の社員などにも手伝いに来てもらい、農業体験を行い、また、できた作物で不揃いのものを社員で分けることを考えていまして、さらには子供たちの農業体験もできたらと考えられているそうです。また構成員の家族の中に体の悪い方もおりまして、その方の継続的な就労にも、作物の出荷の手伝いなどができないかと考えられているようです。それから、現地付近を見られて、丸亀市において遊休農地が広がっていることについて危惧されていて、農地を農地として残すことに少しでも協力したいとお考えを持たれているようです。農機具は、農機具メーカーを通してトラクター、耕運機、ポンプを購入する予定であります。現地にビニールのしっかりしたパイプハウスを建てて、そこで保管する予定としています。そのため、コスモ不動産から資金融資を考えています。農地所有適格法人は、その売り上げが会社の事業全体の過半を占めることなどの条件があり、これは実際に1年ほど経たないと決算はできませんが、当初から農地を持つために、農地所有適格法人の条件に該当する予定であることを示すため、3年後までの売上高の見込みなど、収支計画、営農計画等を提出いただき、今回、委員の皆様の説明し、農地所有適格法人として3条申請により、農地取得の議決をいただくため申請をされています。以上が法人についての説明となります。

続きまして、

2番、綾歌町岡田東・・・面積500.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

3番、綾歌町岡田東・・・合計面積1,343.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

2ページにかけてになります。

4番、綾歌町富熊・・・合計面積4,801.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で米麦を作付けする計画が提出されています。

以上4件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できる見込まれる全部効率利用要件、また、農作業について従事すると見込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下



限面積要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止事項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えています。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

●農業委員（大口年昭君） 成年後見人は農地の売買ができますか。

●事務局長（小西裕幸君） ただいまの成年後見についてお答えいたします。成年後見制度は、認知症、精神障害などによって、物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者、成年後見人を選ぶことで本人を法的に支援する制度です。成年後見人は、家庭裁判所による後見開始の審判とともに本人を援助する人として成年後見人が選任されます。この制度を利用しますと、成年後見人となった方は、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人がした不利益な法律行為の取り消しなどを行ったりすることができます。また本人の財産を適正に管理し、必要な代理行為を行います。後見人が行ったこれらの職務の内容は定期的に、また随時家庭裁判所に報告するようになります。今回の申請も本人の不利益にならないように後見人が判断し、必要最小限の範囲で申請できるものです。以上です。

●会長（松岡繁君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、採決をいたします。議案第45号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から4番の各案件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、本案件4件につきましては、原案通り許可することに決定いたします。

次に議案第46号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局長（小西裕幸君） 3ページをお開きください。議案第46号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。案件は2点です。

1番、飯山町上法軍寺・・・合計面積1,576.00㎡の内0.39㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に営農型太陽光発電設備の建築整備を図るものです。申請地は、一部農用地区域内農地で、第2種農地に区分されますが、令和7年9月18日までの一時転用であり、転用できるものと考えます。なおこの案件は、令和元年9月に一時転用の許可を受け、今回更新の手続きを行うものです。

2番、飯山町東坂元・・・合計面積234.46㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成10年ごろ造成し、駐車場として、これまで隣接する宅地と一体利用しておりました。今

回当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き駐車場として利用するものです。申請地は、準工業地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

以上2件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。1番は何を作付けしているのですか。

●事務局長（小西裕幸君） 先日現地調査をしたときは、カボチャが主で、その他露地野菜を作付けしていました。

●会長（松岡繁君） そのときは綺麗に作付けしていましたか。

●事務局長（小西裕幸君） 作物は作付されていました。

●会長（松岡繁君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、採決をいたします。議案第46号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から2番の各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、本案件2件は、許可相当として、委員会意見書添付の上、県へ進達することにいたします。

議案第47号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局長（小西裕幸君） 4ページをお開きください。議案第47号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。案件は18件です。

1番、津森町・・・合計面積1,939.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、共同住宅3棟の建築整備を図るものです。申請地は、第一種住居地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

2番、津森町・・・合計面積98.99㎡【議案読み上げ】

この申請値は、平成4年ごろ農地を造成し車庫として利用してきました。今回当該地について、農地法の

許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、所有権移転売買を行い、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、第二種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

5ページをお開きください。

3番、田村町・・・合計面積 1,074.24 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、事務所兼住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、準工業地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

4番、山北町・・・合計面積 545.98 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地拡張整備を図るものです。申請地は、第一種低層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

5番、柞原町・・・面積 523.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、共同住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6ページにかけてになります。

6番、本島町笠島・・・合計面積 3,382.85 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、市営住宅6棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

この案件は3,000 m<sup>2</sup>を超えているので、追加で補足説明します。この申請は、本島町にある市営住宅が老朽化していて、建て替えのための申請です。今回5条申請は、本島町笠島の農地5筆合計 3,361 m<sup>2</sup>の転用で、併せ地は宅地 21.00 m<sup>2</sup>です。現地は、・・・の北側に位置し、現在は雑草が生えています。現地調査は本島市民センターの職員に確認いただき、写真も送付いただきました。また、来週には島に渡りまして、現地を直接確認します。建築物は、平屋建て5棟、二階建て1棟を予定しています。現地は本島市民センター、学校、港から近く、利便性の高い位置となっています。以上、補足説明です。

7番、飯野町東分・・・面積 326.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8番、飯野町東分・・・合計面積 484.80 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この申請地は、昭和55年ごろ農地を造成し農業用倉庫として隣接する宅地と一体利用してきました。今回当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、所有権移転を行い、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9番、飯野町東分・・・合計398.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7ページをお開きください。

10番、飯野町東分・・・面積297.00㎡【議案読み上げ】

この案件は所有権移転を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

11番、中府町三丁目・・・合計面積893.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権転売買を行い、宅地分譲3区画の造成整備を図るものです。申請地は、第一種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

12番、土器町西四丁目・・・面積570.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、共同住宅2棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8ページをお開きください。

13番、土器町東三丁目・・・合計面積358.79㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲2区画の造成整備を図るものです。申請地は第一種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

14番、綾歌町岡田下・・・合計面積12,680.57㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、仮設トイレ設置場所の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

15番、綾歌町富熊・・・合計面積1,029.62㎡【議案読み上げ】

この申請地は、今年隣接する宅地に住宅を建築する際、当該地の一部を造成し宅地として利用してきました。今回当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申

請者によって、使用貸借権の権利設定を行い、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8ページから11ページにかけてになります。

16番、綾歌町富熊・・・合計面積53,236.81㎡【議案読み上げ】

この案件は、賃借権の権利設定を行い、申請地から事業に必要な土砂採取および建設発生土による埋め立て後、農業用地の造成を行うものです。地権者からは農地復元に係る誓約書の提出があります。申請地は一部農用地区域内農地ですが、転用期間が令和7年9月30日までの3年間の一時転用であり、転用できるものと考えます。こちらも面積が広いので、追加の補足説明をいたします。申請者、株式会社・・・について補足いたします。株式会社・・・は、三豊市山本町に会社を構える法人で、土木建築、建設などを行う株式会社です。今回5条申請をしたのは、綾歌町栗熊東の一部と富熊を含む39,261㎡で、併せ地として山林など13,975㎡を3年間の一時転用で整地を行います。現地は、昔、農地造成を行った形跡がある谷筋の農地で、現在は農業の担い手が減ったことと日当たりや排水が悪いこともありまして、一部を除き長年耕作放棄地となっていて、雑草・雑木等が茂っています。整地は土砂採取および建築発生土による土砂埋め立て後、農地の造成を行います。この造成により日当たりや水はけのよい、約2.5ヘクタールの農地を確保でき、その農地をグループ会社で、マンゴーやアボカドなどの果樹の栽培を行う予定です。今回の計画のため、地権者への説明や開発同意、水利関係の同意もいただいています。追加説明は以上となります。

続きまして、

17番、飯山町東坂元・・・面積292.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、準工業地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

18番、飯山町東坂元・・・面積1,767.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、特定建築条件付売買予定地住宅6区画の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和4年7月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により、転用できるものと考えます。

以上18件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。ちょっといいですか。16番、非常に面積が大きいのですが、でき上がりは、何筆の農地になりますか。今見た感じでは、ミカンを植えていたところで傾斜地になっていますが、平らな農地になるのか傾斜地になるのか。あと賃借権になっているけれど、いつまで賃貸借するのか。賃貸借で返還になったときに、平らな土地が返ってくる人はいいいのですが、傾斜地が返ってくると困ると思います。賃貸借ではなくて、売却した方がいいと思いますが、どうでしょうか。

●事務局長（小西裕幸君） ただいま3件質問があったと思います。造成後、何筆の農地になるか、それから農地の傾斜、それから賃貸についての3件の質問だと思います。ただ今の質問について、担当を呼んでいます。今来客中なので、終わったら追加の説明をいたします。ただ、農地について、私が聞いていますのは、2.5ヘクタールの平地を作ります。ただ、その平地にも傾斜をつけていまして、その傾斜が北にあります沈砂池の方へ水が流れ込んで、その池からまた水路通って、もう一つ下の沈砂池へ流れるようになって聞いています。それから、今回の申請は、一時転用ですので、あくまで所有権移転ではありませんので、造成の後、農地に還元いたしまして、農地として使われる。ただその農地として、どう使うかについては、・・・のグループ会社である果樹栽培の会社へ委託して、その農地を使っていくと聞いています。

●会長（松岡繁君） それでは、調査中ですので、一時保留にして、次に進みます。

続きまして、議案第48号「農用地利用集積計画の決定について」を議案に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局長（小西裕幸君） 12ページをお開きください。議案第48号「農用地利用集積計画の決定について」です。12ページから20ページにかけて記載しています。

申請件数は、合わせて16件、筆数32筆、面積26,410.00㎡です。

詳細は表の通りです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。以上、ご審議よろしく願いいたします。

はい。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、議案第48号「農用地利用集積計画の決定」16件の各案件につきましては、原案通り処理していくことといたします。

次に、議案第49号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局長（小西裕幸君） 21ページをお開きください。議案第49号「農用地利用配分計画（案）の意

見聴取について」です。

詳細は21ページから24ページに記載の通りで、農地機構から認定農業者への貸付であります。配分計画案としては、要件を満たしているものであり、問題はないと考えます。以上、ご審議よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので本案件につきましては、農業委員会として異議のない旨回答いたします。

続いて、議案第50号「許可後の事業計画変更申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局長（小西裕幸君） 25ページをお開きください。議案第50号「許可後の事業計画変更申請について」です。案件は2件です。

1番、川西町南・・・合計面積3,086.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和元年7月3日、分譲住宅15棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けていましたが、諸般の事情により、工期を令和6年7月2日まで延長するため、事業計画を変更したいとの申請がありました。

26ページにかけてになります。

2番、綾歌町岡田下・・・合計面積11,051.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和3年11月9日、資材置場、駐車場の造成整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けていましたが、併せて利用する土地を追加するため、事業計画を変更したいとの申請がありました。ご審議よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、議案第50号「許可後の事業計画変更申請」について、1番から2番の各案件につきましては、許可相当として委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。

それでは報告事項に移ります。報告第16号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」、報告第17号「農地法18条第6項の規定による通知確認について」を事務局から報告いたします。

●事務局長（小西裕幸君） 27ページをお開きください。報告第16号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」です。報告は2件です。

1番、三条町・・・合計面積3,147.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和4年3月5日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

2番、本島町大浦・・・合計面積1,487.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和4年4月17日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

続いて、28ページをご覧ください。

報告第17号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。報告は1件です。

1番、綾歌町栗熊東・・・合計面積5,801.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃借権の権利設定をしていたものですが、労働力不足のため、賃借人主導により離作補償なく合意解約するものです。

報告は以上です。

●会長（松岡繁君） ただ今の報告事項について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、報告事項を終わります。

それでは、先ほどの第5条関係の質問の回答についてお願いします。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。先ほどの農地造成後の利用についてですが、農地造成後は、三豊市にあります・・・という果樹栽培を専門にされている会社が購入して、果樹栽培を続けていく予定となっています。

●会長（松岡繁君） はい、よくわかりました。高松の審議会で土地改良団体連合会の専務が質問するのはこの後の換地はどうなっているかということです。元に戻すのだったら管理しなければいけないし、買い取るのだったら、換地の必要はありません。

それでは採決をいたします。議案第47号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から18番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、議案第47号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」18件は、許可相当として委員会意見書添付の上、県へ進達することにいたします。

以上で8月定例総会での議案審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これをもって閉会といたします。事務局から連絡事項を申し上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。来月の定例農業委員会等の開催日程についてお知らせします。9月20日火曜日午前9時30分から、本館2階201会議室この会場で開催いたします。次に現地調査につい



てお知らせします。農地転用等の締切日申が9月5日月曜日になりますので、9月7日水曜日に現地調査を行います。関係委員には6日に連絡いたしますので、予定を空けておいてください。

それから、昨年度の緑色の活動記録セットの提出がまだの方は、事務局もしくは綾歌・飯山の各市民総合センターへご提出ください。

また、農地の利用状況調査が終わられた方は、随時、事務局か綾歌・飯山の各市民総合センターへご提出ください。

連絡は以上です。本日はどうも長時間ありがとうございました。

(午前10時50分終了)